

鎌倉市津波シミュレーション動画作成業務委託仕様書

1 業務名

鎌倉市津波シミュレーション動画作成業務委託

2 業務目的

本市では、地震による津波浸水が想定される地域を中心に、津波避難施設の確保、避難経路の整備等、また津波避難訓練や津波防災意識の啓発等の事業を展開するなど、津波防災まちづくりを進めてきた。本業務は、こうした展開中の施策に加えて、津波による市域の被災状況や、避難方法・経路の確認、防災意識のさらなる啓発を目途として、市が津波シミュレーション動画を作成する業務である。

3 基本条件

(1) 対象地区

鎌倉市全域（津波浸水予想区域）

(2) 業務期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(3) 適用範囲

本業務は、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(4) 作業管理

受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者の意図目的を十分に理解し、適切な人員配置及び適正な業務の推進に努めるものとする。

(5) 工程管理

受託者は契約後、契約日より 7 日以内に作業内容を規定した工程表を作成し、委託者に提出した上で承認を受けるとともに、各工程の項目ごとに進捗状況を正しく報告するものとする。また適宜打合せを実施し、その議事録を作成し、提出するものとする。

4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 津波シミュレーション動画の作成に係る調査

(2) 津波シミュレーション動画の作成

5 動画の構成

動画は以下の内容を含むものとし、指定様式 6-3 動画の構成により提出すること。

①津波の仕組み

- ・津波の発生及び伝わり方の仕組み
- ・津波が海岸に近づくにつれて高くなる仕組み
- ・津波は繰り返し来襲し、後続波の方が高くなる可能性があること

- ・引き波から始まるとは限らないこと

②津波の怖さ

- ・普通の波とは異なり、勢いや威力が極めて大きいこと
- ・津波の波長は非常に長く、長時間にわたって陸上に侵入し、引き波も長時間続くこと
- ・津波は繰り返し襲来すること

③津波防災の心構え

- ・津波の危険が予測される地域において強い揺れを感じたら、揺れが収まったらただちに津波避難所もしくは避難建築物をめざして避難を開始すること
- ・避難に備えて平常時から津波避難所および避難建築物の所在や避難経路について確認しておくこと

④その他

- ・本市に津波が襲来した際に取りべき行動、心構えを啓発するものとする。
- ・過度に恐怖心を煽る映像ではなく、万一来て備えて冷静な避難をすることを啓発する動画とすること。
- ・上記を満たすに適切な時間を含め提案するものとするが、概ね5分から10分程度の映像としてまとめること。
- ・動画の内容は、防災工学や津波工学の観点から専門家等の監修を受けるなど、学術的に根拠のあるものとする様留意すること。その際、鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）、津波避難計画、津波ハザードマップ（浸水予想）、神奈川県津波浸水想定など、これまでに示された最新の知見との整合を図ること。
- ・本市の地域特性に鑑み、観光客（外国人含む）など市外からの来訪者の防災意識の啓発及び避難行動の参考となる様配慮すること。
- ・制作にあたっては品質の向上を図ることを第一としつつ、制作コストにも配慮すること。

6 プロポーザル

別紙「鎌倉市津波シミュレーション動画作成業務プロポーザル実施要領」によるものとする。

7 成果物

動画を収録したDVDに業務完了報告書（任意書式）を添付したものを5部、履行期間内に提出のこと。

8 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

5,950,800円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) 支払方法

前金払いはせず、業務完了確認後一括で全額を支払うものとする。

9 注意事項

- (1) 動画の制作にあたっては、本市の地域性、人口構成、観光動向及び市民意識を十分に考慮すること。
- (2) 受託者は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。
- (6) 業務の履行のために必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡を調整し、ハッチング等で工夫するなど、白黒で複写した際にもわかりやすい表現とするものとする。
- (7) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (8) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果物については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (9) 本業務の遂行すべき諸事項は受託者が行うものとするが、既存の調査資料または文献等、本市が保有しているもので業務遂行上必要なものは貸与するものとする。
- (10) 委託業務について他の者に再委託してはならないものとする。ただし、委託業務を実施するために必要な場合で、委託者の承認を得た場合は、この限りではないものとする。

10 その他の事項

- (1) 受託者は動画の作成にあたっては、履行状況について委託者と密に連絡を取り、動画の作成中は定期的に打合せを行い、適宜判断指示を仰ぐこと。
- (2) 映像に使用する風景や人物については、肖像権や住民感情を考慮し、必要に応じて市を通じた了解を得るなど、映像使用に支障のないよう配慮すること。
- (3) 完成後の映像に係る著作権等の一切の権利は市に帰属するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項並びにこれらの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。